

## 一般廃棄物処理業許可証

住所 帯広市西23条北4丁目1-2

氏名 (有)タナベ 代表取締役 田邊 宏 様

令和5年8月2日に申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第2項の規定により、次のとおり許可する。

事業の範囲	収集・運搬・中間処理・最終処分の別	収集・運搬
	取り扱う一般廃棄物の種類	伐根、草木、ボサ、一般廃棄物（家屋解体に伴う一般廃棄物・遺品）
営業所の所在地及び名称	帯広市西23条北4丁目1-2 有限会社 タナベ	
許可期間	令和5年8月15日から 令和7年8月14日まで	
一般廃棄物の収集を行うことができる区域	豊頃町内全域	
許可条件	収集した廃棄物の搬入場所	十勝圏複合事務組合くりりんセンター 帯広市西24条北4丁目1番地5 アスリー(株) 中間処理場 音更町字上然別西4線100番地1
	その他	関係法令を遵守すること

令和5年8月15日

豊頃町長 按田

